

3 補助制度

自治会（自治会連合会）が市へ申請することでの
きる補助事業を紹介します。

注意点

- ※ 原則として、事業実施前の「申請」と事業実施後の「報告」等の手続きが必要ですので、必ず事業実施前に御相談ください。
- ※ 申請、報告の一連の手続きの中では、事業実施者名は統一してください。

袋井市ホームページから申請用紙をダウンロードできます。

トップページ → 暮らし・手続き → まちづくり → 地区・自治会活動 →
自治会ハンドブック掲載の申請・報告書類一覧

補助事業名	コミュニティ施設整備事業費補助金 (地区集会施設整備補助)																
制度の概要	<p>自治会公会堂等地区集会施設の ①新築（全面建替含む）②増築・改築事業への補助制度です。</p> <p>増築とは、床面積を増やすことを意味します。</p> <p>改築とは、柱、梁、屋根、基礎等の主要構造物の全面改修を意味し、概ね次に掲げる工事を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要構造物の全面改修工事 ・くみ取り式・単独浄化槽から合併浄化槽・下水道へ、または合併浄化槽から下水道への変更工事 ・耐震診断後、総合評価 1.0 以上とするための補強工事（耐震診断は、補助対象外） <p>※ 原則、前年度に整備計画書の提出がないものはお受けできません。 それ以外の場合は実施前に御相談ください。</p>																
補助対象者	自治会																
補助率 補助限度額等	<p>1 補助率 補助対象事業費の 3 分の 1 以内 (1,000 円未満は切り捨て)</p> <p>2 補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新築(全面建替含む) 800 万円 (コミュニティ組織が 300 戸以上かつ 330 m²以上の新築施設は、限度額 1,000 万円) (2) 増築・改築(補助対象事業費 100 万円以上の事業) 250 万円 <p>3 補助対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新築(全面建替を含む)工事のうち、補助対象外経費 ①用地費及び補償費 ②用地造成費 ③解体撤去処分費 ④外構工事費 ⑤設計費及び測量試験費 (2) 増築・改築工事のうち、補助対象外事業 公会堂の内外壁・床・建具類などの補修のみの事業 ※ 増築・改築に伴う場合は補助対象とします。 																
申請手続	<p><u>整備を予定している自治会におかれましては、予算措置の必要がありますので、前年度の9月頃に市が行う整備計画調査にて計画書を提出してください。</u></p> <p>1 新築の場合は、上記の調査時に事業規模(金額、構造、面積等)の概要をお知らせいただき、3月中旬までには、具体的な図面や設計段階の見積書を準備していただきます。</p> <p>2 増築・改築を計画している場合は見積書(写)を提出してください。</p> <table> <tbody> <tr> <td>(1) 実施内容・時期の協議〔実施年度の4月〕</td> <td>自治会→市</td> </tr> <tr> <td>(2) 交付申請書の提出(事業着手前)</td> <td>自治会→市</td> </tr> <tr> <td>(3) 交付決定通知</td> <td>市→自治会</td> </tr> <tr> <td>(4) 事業着手</td> <td>自治会</td> </tr> <tr> <td>(5) 事業完了報告書の提出</td> <td>自治会→市</td> </tr> <tr> <td>(6) 交付確定通知</td> <td>市→自治会</td> </tr> <tr> <td>(7) 補助金請求書の提出</td> <td>自治会→市</td> </tr> <tr> <td>(8) 補助金交付</td> <td>市→自治会</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 実施内容・時期の協議〔実施年度の4月〕	自治会→市	(2) 交付申請書の提出(事業着手前)	自治会→市	(3) 交付決定通知	市→自治会	(4) 事業着手	自治会	(5) 事業完了報告書の提出	自治会→市	(6) 交付確定通知	市→自治会	(7) 補助金請求書の提出	自治会→市	(8) 補助金交付	市→自治会
(1) 実施内容・時期の協議〔実施年度の4月〕	自治会→市																
(2) 交付申請書の提出(事業着手前)	自治会→市																
(3) 交付決定通知	市→自治会																
(4) 事業着手	自治会																
(5) 事業完了報告書の提出	自治会→市																
(6) 交付確定通知	市→自治会																
(7) 補助金請求書の提出	自治会→市																
(8) 補助金交付	市→自治会																
担当部署	袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 電話 44-3107 FAX 43-2132 E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp																

補助事業名	コミュニティ施設整備事業費補助金 (掲示板設置、トイレ洋式化、飛散防止フィルム貼り、大型印刷機等購入事業)																
制度の概要	<p>自治会単位で、コミュニティ施設及び施設に付帯する設備の整備に対する事業への補助制度です。</p> <p>自治会が維持管理する公会堂等集会施設への掲示板や手すり・スロープの設置、トイレの洋式化、増改築に至らない地震対策（飛散防止フィルム貼り）等、誰もが使いやすい施設に改良するための軽微な工事が対象となります。その他、公会堂に設置する大型印刷機やエアコン、自治会のＩＣＴ推進のためのＷｉ-Fi整備やパソコン等の購入も対象となります。</p> <p>※ <u>原則、前年度に整備計画書の提出がないものはお受けできません。</u>それ以外の場合は実施前に御相談ください。</p> <p>※ 事業実施後10年間は、同一メニューの申請はできません。（ただし、地震対策に係る事業は除く）</p>																
補助対象者	自治会																
補助率 補助限度額等	<p>1 補助率 補助対象事業費の3分の1以内（1,000円未満は切り捨て）</p> <p>2 補助限度額 100万円 (掲示板・エアコン設置、ＩＣＴ推進事業の補助限度額は20万円)</p> <p>3 補助対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 袋井市等から他の補助金・助成金を受けている事業 (2) 一般家電製品（テレビ、冷蔵庫等）購入事業 (3) 個人の所有物となったり、使用が特定の人に限定されたりするような施設設備（備品）の整備事業 (4) 消耗品 																
申請手続	<p><u>整備を予定している自治会におかれましては、予算措置の必要がありますので、前年度の9月頃に市が行う整備計画調査にて計画書を提出してください。</u></p> <table> <tr> <td>1 実施内容・時期の協議〔実施年度の4月〕</td> <td>自治会→市</td> </tr> <tr> <td>2 交付申請書の提出（事業着手前）</td> <td>自治会→市</td> </tr> <tr> <td>3 交付決定通知</td> <td>市→自治会</td> </tr> <tr> <td>4 事業着手</td> <td>自治会</td> </tr> <tr> <td>5 事業完了報告書の提出</td> <td>自治会→市</td> </tr> <tr> <td>6 交付確定通知</td> <td>市→自治会</td> </tr> <tr> <td>7 補助金請求書の提出</td> <td>自治会→市</td> </tr> <tr> <td>8 補助金交付</td> <td>市→自治会</td> </tr> </table>	1 実施内容・時期の協議〔実施年度の4月〕	自治会→市	2 交付申請書の提出（事業着手前）	自治会→市	3 交付決定通知	市→自治会	4 事業着手	自治会	5 事業完了報告書の提出	自治会→市	6 交付確定通知	市→自治会	7 補助金請求書の提出	自治会→市	8 補助金交付	市→自治会
1 実施内容・時期の協議〔実施年度の4月〕	自治会→市																
2 交付申請書の提出（事業着手前）	自治会→市																
3 交付決定通知	市→自治会																
4 事業着手	自治会																
5 事業完了報告書の提出	自治会→市																
6 交付確定通知	市→自治会																
7 補助金請求書の提出	自治会→市																
8 補助金交付	市→自治会																
担当部署	袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 電話 44-3107 FAX 43-2132 E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp																

補助事業名	防犯灯設置費補助金																					
制度の概要	<p>安全安心なまちづくりを推進するため、自治会が防犯を目的として自治会内に設置するLED防犯灯に対し、設置費の一部を補助する制度です。</p> <p>※ 「防災小屋やゴミ置き場を照らす施設照明」などは、補助対象外となります。</p> <p>※ 自治会と自治会の境目などで、客観的にどちらの自治会に属するか判断が難しい場所、小学校、中学校のいずれかの通学路に指定されている場所などは、「自治会間防犯灯設置事業」(25ページ)により、市が防犯灯の設置及び維持管理を行いますので、事前に担当部署に御相談ください。</p>																					
補助対象者	自治会、自治会連合会																					
補助率 補助限度額等	<p>1 補助対象 LED防犯灯の新規設置及び取り替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポールのみの取り替えは対象外 ・設置後の申請では、補助金は交付されません。 <p>2 補助率及び補助限度額</p> <p>(1) 補助金額 1灯あたりの設置に係る費用の1／2以内の額 (1,000円未満切り捨て)</p> <p>(2) 限度額 ・電柱添架は1灯あたり40,000円 ・支柱(ポール)設置は1灯あたり50,000円</p> <p>【注】各自治会から提出された申請書の合計額が予算額を上回る場合は、各自治会における過去の交付金額、灯数を考慮し決定いたしますので交付決定前の着手は行わないでください。</p>																					
申請手続	<table border="0"> <tr> <td>1 防犯灯設置費補助金交付申請書の提出</td> <td>自治会等→市</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>【締切日】5月31日（金）期限厳守</u></td> </tr> <tr> <td>(1) 交付申請書に見積書、設置箇所位置図を添付してください。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 必ず事前に設置場所の関係者と協議を行い、了承を得てください。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 交付決定通知〔6月中旬頃〕</td> <td>市→自治会等</td> </tr> <tr> <td>3 事業着手</td> <td>自治会等</td> </tr> <tr> <td>4 防犯灯設置費補助金事業実績報告書の提出</td> <td>自治会等→市</td> </tr> <tr> <td>5 交付確定通知</td> <td>市→自治会等</td> </tr> <tr> <td>6 補助金請求書の提出</td> <td>自治会等→市</td> </tr> <tr> <td>7 補助金交付</td> <td>市→自治会</td> </tr> </table>		1 防犯灯設置費補助金交付申請書の提出	自治会等→市	<u>【締切日】5月31日（金）期限厳守</u>		(1) 交付申請書に見積書、設置箇所位置図を添付してください。		(2) 必ず事前に設置場所の関係者と協議を行い、了承を得てください。		2 交付決定通知〔6月中旬頃〕	市→自治会等	3 事業着手	自治会等	4 防犯灯設置費補助金事業実績報告書の提出	自治会等→市	5 交付確定通知	市→自治会等	6 補助金請求書の提出	自治会等→市	7 補助金交付	市→自治会
1 防犯灯設置費補助金交付申請書の提出	自治会等→市																					
<u>【締切日】5月31日（金）期限厳守</u>																						
(1) 交付申請書に見積書、設置箇所位置図を添付してください。																						
(2) 必ず事前に設置場所の関係者と協議を行い、了承を得てください。																						
2 交付決定通知〔6月中旬頃〕	市→自治会等																					
3 事業着手	自治会等																					
4 防犯灯設置費補助金事業実績報告書の提出	自治会等→市																					
5 交付確定通知	市→自治会等																					
6 補助金請求書の提出	自治会等→市																					
7 補助金交付	市→自治会																					
担当部署	袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 電話 44-3107 FAX 43-2132 E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp																					

自治会間防犯灯設置事業について

1 制度の概要

暗がりの解消を図ることにより犯罪を抑止し、安全で安心な生活環境をつくり出すことを目的に、自治会又は自治会連合会が防犯灯を設置及び維持・管理することを前提としておりますが、この事業につきましては、以下の設置基準のア～エのすべてに該当する場合に限り、**市が防犯灯の設置及び維持・管理を行っています。**

(1) 設置基準

- ア 設置場所が、不特定多数の市民が利用する公衆用道路である。
- イ 設置場所が、自治会と自治会の境目などで、客観的にどちらの自治会に属するか判断が難しい場所である。
- ウ 小学校、中学校のいづれかの通学路に指定されている場所である。
- エ 設置する道路の幅員が、4m以上である。

(2) 設置の条件

設置方法は、原則として電柱添架とする。ただし、設置場所周辺等に電柱などの支柱がない場合に限り、鋼管ポールを建てて設置します。

2 対象者

自治会、自治会連合会

3 実施手順

- (1) 事前に担当部署へ御相談ください。
- (2) 担当部署が現場調査を実施し、設置の必要性を確認（判断）して決定する。
- (3) 「地元要望書」に設置箇所位置図を添付し提出する。
 - ※ 私有地に鋼管ポールを建てて設置する場合は、その土地所有者の承諾書を添付する。
 - ※ 設置場所が農地の場合は、その土地の所有者または耕作者の承諾書を添付する。
- (4) 市が防犯灯を設置及び維持・管理する。
 - ※ 防犯灯の支障となる樹木の枝打ちなどは、所有者が行うものとし、市は防犯灯のみ維持・管理する。

4 担当部署

袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室

電話 44-3107 FAX 43-2132

E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

補助事業名	通学路防犯カメラ設置事業費補助金																						
制度の概要	<p>登下校中の子どもを狙った犯罪の抑止を図るため、自治会、自治会連合会及びまちづくり協議会が防犯を目的として通学路に設置する防犯カメラに対し、設置費の一部を補助する制度です。</p> <p>※ <u>原則、前年度に整備計画書の提出がないものはお受けできません。</u>それ以外の場合は実施前に御相談ください。</p> <p>【注】防災小屋やゴミ置き場、公会堂を撮影するための防犯カメラなどは、補助対象外となりますので御注意ください。</p>																						
補助対象者	自治会、自治会連合会、まちづくり協議会																						
補助率 補助限度額等	<p>1 補助対象</p> <p>(1) 通学路防犯カメラの購入及び取付けに要する経費 (2) 通学路防犯カメラを設置している旨を示す表示板の制作及び取付けに要する経費</p> <p>※ 機能や使用に条件があります。 ※ 機器の保守点検、修理費用、電気料金等の維持管理費やリース代は補助対象外です。 ※ 事業着手後の申請は、補助対象外です。</p> <p>2 補助率及び補助限度額</p> <p>(1) 補助金額 1基あたりの設置に係る費用の2／3以内の額 (1,000円未満切り捨て) (2) 限 度 額 1基あたり 20万円</p>																						
申請手続	<p><u>整備を予定している自治会におかれましては、予算措置の必要がありますので、前年度の9月頃に市が行う整備計画調査にて計画書を提出してください。</u></p> <table> <tr> <td>1 事前協議書の提出（設置台数、場所の協議）</td> <td>自治会等→市</td> </tr> <tr> <td>※自治会等で合意形成を図った上で、提出してください</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 現地協議（設置場所）</td> <td>自治会等、市、学校</td> </tr> <tr> <td>3 内示（補助台数）</td> <td>市→自治会等</td> </tr> <tr> <td>4 交付申請書の提出（事業着手前）</td> <td>自治会等→市</td> </tr> <tr> <td>5 交付決定通知</td> <td>市→自治会等</td> </tr> <tr> <td>6 事業着手</td> <td>自治会等</td> </tr> <tr> <td>7 事業完了報告書の提出</td> <td>自治会等→市</td> </tr> <tr> <td>8 交付確定通知</td> <td>市→自治会等</td> </tr> <tr> <td>9 請求書の提出</td> <td>自治会等→市</td> </tr> <tr> <td>10 補助金交付</td> <td>市→自治会等</td> </tr> </table>	1 事前協議書の提出（設置台数、場所の協議）	自治会等→市	※自治会等で合意形成を図った上で、提出してください		2 現地協議（設置場所）	自治会等、市、学校	3 内示（補助台数）	市→自治会等	4 交付申請書の提出（事業着手前）	自治会等→市	5 交付決定通知	市→自治会等	6 事業着手	自治会等	7 事業完了報告書の提出	自治会等→市	8 交付確定通知	市→自治会等	9 請求書の提出	自治会等→市	10 補助金交付	市→自治会等
1 事前協議書の提出（設置台数、場所の協議）	自治会等→市																						
※自治会等で合意形成を図った上で、提出してください																							
2 現地協議（設置場所）	自治会等、市、学校																						
3 内示（補助台数）	市→自治会等																						
4 交付申請書の提出（事業着手前）	自治会等→市																						
5 交付決定通知	市→自治会等																						
6 事業着手	自治会等																						
7 事業完了報告書の提出	自治会等→市																						
8 交付確定通知	市→自治会等																						
9 請求書の提出	自治会等→市																						
10 補助金交付	市→自治会等																						
担当部署	袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 電話 44-3107 FAX 43-2132 E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp																						

補助事業名	自主防災対策事業補助金	
制度の概要	前年度に自主（連合）防災隊から提出された「自主防災資機材購入計画書」に基づき、自主（連合）防災隊が購入する防災資機材に対して、購入費の一部を補助する制度です。	
補助対象者	自主防災隊、自主連合防災隊	
補助率 補助限度額等	「購入金額」または「補助基準価格」のどちらか少ない方の 2／3以内	
申請手続	<p>1 補助金の内示〔4月下旬〕 市→自主防</p> <p>2 交付申請書の提出〔5月中旬〕 自主防→市</p> <p>3 補助金交付決定通知〔6月中旬〕 市→自主防</p> <p>4 防災資機材の購入と代金の支払い 自主防→業者</p> <p>5 事業実績報告書、補助金請求書の提出〔10月中〕 自主防→市</p> <p>※ 業者発行の領収書（写）、購入した資機材の写真を添付し、速やかに提出してください。</p> <p>6 補助金の口座振り込み 市→自主防</p> <p>※ 防災資機材の購入は補助金交付決定通知書の送付後に行ってください。購入後の交付申請では補助金は交付されません。</p> <p>※ []書きの時期は、変更となる場合があります。</p>	
担当部署	袋井市役所 危機管理部 危機管理課 災害対策係 電話 86-3701 FAX 86-5522 E-mail bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp	

<補助制度>

補助事業名	ごみ集積所設置等補助金
制度の概要	ごみの収集の利便及び地域の環境美化を図るため、ごみ集積所の設置又は修繕を行う自治会に対して補助金を交付します。
補助対象者	自治会
補助率 補助限度額等	<p>ごみ集積所の設置又は修繕に要する経費の1／2以内で15万円を限度とします。(1,000円未満の端数は切り捨て)</p> <p>ただし、ごみ集積所設置に係る用地の整備や特殊な設置器具に係る経費は補助の対象外となります。</p> <p>【注】申請の合計額が予算額に達した場合、申請受付を終了しますので、事前に御相談いただき、交付決定前の着手は行わないでください。</p>
申請手続	<p>着工前に設置位置、構造等を担当部署へ連絡のうえ、補助金の申請をしてください。</p> <p>【申請に必要なもの】 補助金交付申請書、設置場所の見取図・配置図、工事の見積書</p>
担当部署	袋井市役所 環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 電話 84-6057 FAX 44-3185 E-mail genryou@city.fukuroi.shizuoka.jp

補助事業名	既存建築物耐震性向上事業費補助金 (自治会公会堂の耐震診断)
制度の概要	自治会公会堂の耐震診断の費用に対する助成
補助対象者	建築物の所有者(自治会)
補助対象	昭和56年5月31日以前に建築された自治会公会堂
補助額	自治会公会堂の耐震診断に係る費用(見積額)と基準額(延べ面積1m ² 当たり3,670円)を比較して少ない額(限度額200万円)
申請手続	事業実施の契約前に 、担当部署へ補助金の申請をしてください。
担当部署	袋井市役所 都市建設部 建築住宅課 住宅土地対策室 電話 44-3123 FAX 44-3145 E-mail kenchiku@city.fukuroi.shizuoka.jp

補助事業名	ゼロカーボンシティふくろい推進事業補助金 (自治会用太陽光発電システム)
制度の概要	地球温暖化の防止、エネルギーの有効利用及び資源の再利用の推進を図るため、自然環境への負荷を低減する機器を購入する市民等に対し、補助金を交付します。
補助対象者	法人格がある自治会（市税を滞納していないこと）
補助率 補助限度額等	<p>1 対 象 自治会が公会堂その他のコミュニティ施設に設置した太陽光発電システムのうち、電力会社と余剰買取契約を締結し、発電された電力を当該建物に供給するもの。</p> <p>2 補助対象 既存建物への設置のみ対象</p> <p>3 補助率及び補助限度額</p> <p>(1) 補助金額 購入額の2分の1以内で1キロワットあたり2.5万円</p> <p>(2) 限 度 額 10万円</p>
申請手続	<p>環境政策課もしくは市ホームページから、申請用紙を入手し、申請用紙に必要事項を記入し、申請用紙に記載してある必要書類を添えて、市役所環境政策課または浅羽支所市民サービス課へ提出してください。</p> <p>申請書類を窓口に提出の際は、振込先の金融機関名、口座番号が確認できるものをお持ちください。なお、申請は電子申請でも受け付けています。</p>
担当部署	袋井市役所 環境水道部 環境政策課 環境企画係 電話 44-3135 FAX 44-3185 E-mail kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

補助事業名	子どもの遊び場遊具設置・修理助成金
制度の概要	共同募金の配分金を財源として、自治会で設置・管理している公園の遊具の設置及び修理に対し助成金を交付します。
補助対象者	自治会
補助率 補助限度額等	<p>補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設の場合：100,000円以内 ・修理の場合：50,000円以内 <p>※ 他の助成金の対象になったものを除きます。 ※ 過去に助成を受けた自治会は、助成を受けた年度の翌年度から起算し新設の場合は10年間、修理の場合は5年間経過した場合に限り対象とします。</p>
申請手續	<p>補助を受けようとする自治会は、隨時お申し込みください。</p> <p>1 申請書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもの遊び場遊具設置・修理助成金交付申請書 (2) 子どもの遊び場遊具設置・修理計画書 (3) 子どもの遊び場の位置図・配置図 (4) 業者の見積書 <p>2 助成金請求書類（助成金交付決定後）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 請求書 (2) 業者の請求書の写し (3) 子どもの遊び場遊具設置・修理事業完了報告書 (4) 業者の領収書の写し (5) 事業完了後の写真
担当部署	<p>袋井市社会福祉協議会 総務企画係 電話 42-7914 FAX 43-6305 E-mail csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp</p> <p>袋井市社会福祉協議会 浅羽支所 地域支援係 電話 23-9229 FAX 23-6150</p>